

大館市農業委員会総会議事録

令和元年 7 月 12 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和元年7月12日（金）午後3時10分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	8番	石山 元一	17番	成田 レイ子
2番	安達 英樹	9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
5番	田村 秀雄	14番	富樫 英悦		
6番	木次谷 和明	15番	斎藤 重春		
7番	虻川 マキ子	16番	小林 大樹		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
10番	渡邊 久雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	16番	小林 大樹		17番	成田 レイ子
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 15 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 16 号	事務局職員の任免について
報告第 17 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 39 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 40 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 41 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 42 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 43 号	小委員会所属委員（案）並びに正副委員長を選任について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、渡邊 久雄 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 16 番 小林 大樹 委員、議席番号 17 番 成田 レイ子 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(6月総会～7月総会)について
- ・報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 15 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可につ

いて

- ・報告第 16 号 事務局職員の任免について
 - ・報告第 17 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
- 以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようでありますので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 39 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページをお開き願います。

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和元年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、15 ページの No.31 の 1 件で、登記地目は山林ですが現況は田で、面積は 855 m²であります。

譲受の事由は、「経営拡張」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 39 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 39 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 40 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和元年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、17 ページの No.16 から No.18 までの 3 件で、面積は田が 1,021 m²、畑が 1,846 m²で、面積合計は 2,867 m²です。

初めに、No.16 についてご説明いたします。

転用の目的は、申請人夫婦が分家するため申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ

りますが、申請地は秋田県立大館鳳鳴高校の南約 420m 地点に位置する、用途地域の第 1 種低層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.16 の位置図及び配置図は 18、19 ページに記載のとおりであります。

次に、No.17 についてご説明いたします。

転用の目的は、土木建築工事や不動産売買、仲介業を営む申請人が、現在の資材置場が手狭となったことから、申請地を譲り受けて資材置場を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は秋田県立大館鳳鳴高校の東約 580m 地点に位置する、用途地域の第 2 種中高層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.17 の位置図及び配置図は 20、21 ページに記載のとおりであります。

次に、No.18 についてご説明いたします。

転用の目的は、建築工事や土木工事、宅地建物取引等業務を営む申請人が、申請地を譲り受けて宅地分譲地を整備しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立有浦小学校の北約 60m 地点に位置する、用途地域の第 1 種中高層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.18の位置図及び配置図は22、23ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.16、No.17の現地調査の結果を議席番号12番の伊藤 昇 委員より、また、No.18の現地調査の結果を議席番号15番の斎藤 重春 委員よりご報告願います。

12番

12番の伊藤 昇です。

議案第40号のNo.16とNo.17につきまして、去る7月2日に斎藤 重春 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

まず、No.16についてですが、申請地は18ページの位置図になります。

この場所は、市道 有浦東台線と市道 長根山4号線交差点を東台五丁目方面へ150mほど進んで左折し、60mほどすすんだ右側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者夫婦は、現在、早口字岩野目地区で両親と同居していますが、夫婦それぞれの職場が市街地に近く通勤に苦勞しており、この度、親元から分家して、職場に近く交通の便の良い申請地に住宅の建築を計画したものです。

19ページの配置図にありますように、車庫と一体の住宅を一棟、建築する計画です。

用地造成につきましては、表土を砕石に入れ替えをし、隣接地との境界は、北側・西側はブロック塀、南側にはフェンスが既に設置されており、東側は道路及び側溝と平坦に整地し隣接地への土砂流出を防ぎます。汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は、地下浸透及び道路側溝へ放流するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

次に、No.17についてですが、申請地は20ページの位置図になります。

この場所は、長根山運動公園前の市道 長根山運動公園線を市道 新町長根

山線に右折し、150mほど進んだ左側農地で、地目は畑ですが休耕地として管理されておりました。

申請者は、土木建築工事及び不動産売買、仲介業を営んでおり、工事の受注増加に伴い、現在の松館にある資材置場スペースが手狭となり、また、近年、東台や餌釣、比内方面の受注が増加していることから、本申請地に新たに資材置場を設置することを計画したものです。

21 ページの配置図にありますように、資材置場と運搬車両通路、従業員駐車場と重機置場として敷地を整備する計画であります。

用地造成につきましては、表土を除去し 40 cmほど砕石で盛土をし、北側の境界は市道側溝と同じ高さに施工し、南側はL型擁壁を設置、東側と西側は境界ブロックを設置し、隣接地への土砂の流出を防止します。

雨水排水は、表層の砕石敷きによる地下浸透と北側への傾斜により市道側溝へ放流するというもので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

15 番

15 番の斎藤 重春です。

議案第 40 号のNo.18 について、報告いたします。

申請地は 22 ページの位置図になります。

この場所は、大館市立有浦小学校西側の市道有浦区画 1 号線から、市道有浦区画 6 号線へ右折し 100m ほど進んだ左側農地で、地目は田ですが休耕地として管理されておりました。

23 ページの配置図にありますように、住宅用地として 4 区画を整備し分譲する計画であります。

用地造成につきましては、表土を除去し 80 cmほど砕石で盛土をし、道路部分はアスファルト仕上げ、西側境界は既存のコンクリート擁壁があり、東側にはL型擁壁を設置、北側は法面保護をし、南側は市道側溝と平坦に施工して隣接地への土砂の流失を防止します。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水排水は地下浸透及び道路部分西側に浸透側溝を設置し南側市道側溝へ放流するというもので、特に問題は

ないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、伊藤 昇 委員並びに斎藤 重春 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 40 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 40 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 41 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

24 ページをお開き願います。

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和元年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

25 ページから 26 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第 4 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 208 から新 - 237 までの、30 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 3 件、5 年が 7 件、6 年が 12 件、7 年が 1 件、10 年が 6 件、地目はすべて田で、面積合計は 219,424 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 41 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、25 ページの新-212 を除いた、25 ページの新-208 から 26 ページの新-234 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、新-212 を除いた、新-208 から新-234 までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、25 ページの新-212、26 ページの新-235 から新-237 までについて審議します。

恐れ入りますが、議席番号 8 番 石山 元一 委員は退席願います。

(8 番 石山 元一 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-212、新-235 から新-237 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 8 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(8 番 石山 元一 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第 42 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

27 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和元年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

28 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 4 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-8 の 1 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するものです。

地目は田、面積合計は 10,290 m²となっております。

移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、所有権を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 42 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 42 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 43 号『小委員会所属委員（案）並びに正副委員長の選任について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

29 ページをお開き願います。

議案第 43 号 小委員会所属委員（案）並びに正副委員長の選任について
大館市農業委員会小委員会設置要綱第 3 及び第 5 の規定に基づき、別紙のとおり各小委員会の所属委員並びに正副委員長を選任する。

所属委員の任期は、令和元年 7 月 20 日から令和 2 年 7 月 19 日までの 1 年間とする。

令和元年 7 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

30 ページには、農業委員会小委員会所属委員について、総務、農業振興、農地調整の各小委員会の所属委員名簿（案）を記載しております。

これまでの総務小委員会が、農業振興小委員会へ、農業振興小委員会が、農地調整小委員会へ、農地調整小委員会が、総務小委員会へと組み換えをする案で、恒例により任期中の 3 年間に輪番で各小委員会を受け持つことから、このような案としております。

また、各小委員会の委員長及び副委員長は小委員会において互選することとなっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

まず、小委員会の所属委員についてお諮りします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、小委員会の所属委員について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議ないようですので、議案第 43 号の小委員会の所属委員については小委員会所属名簿（案）のとおり決することとします。

引き続き各小委員会の正副委員長を互選いたします。

所属する小委員会ごとに分散し、正副委員長各 1 名を互選願います。

なお、正副委員長が決定しだい氏名を事務局までご報告願います。

それでは暫時休憩します。

～休憩中、正副委員長を互選する～

議長

再開します。

正副委員長の互選の結果について、事務局より報告願います。

局長

正副委員長の互選につきまして、結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

総務小委員会委員長には富樫 英悦 委員が、副委員長には菅原 和久 委員が選任されました。

農業振興小委員会委員長には成田 レイ子 委員が、副委員長には藤盛 久登 委員が選任されました。

農地調整小委員会委員長には石山 元一 委員が、副委員長には虻川 マキ

子 委員が選任されました。

報告は以上であります。

議長

議案第 43 号の正副委員長については、ただ今の報告のとおり決定いたします。

なお、各小委員会正副委員長並びに所属委員の就任期間は、令和元年 7 月 20 日から令和 2 年 7 月 19 日までとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項 1 件、局長より説明する。

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 55 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 7 月 12 日

議 長

議事録署名委員 16 番

議事録署名委員 17 番

農地法第3条調査書

議案第39号 No.31	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字善知鳥坂・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市御成町三丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市本宮字加藤坂・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月4日、富樫英悦 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない